

相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に対して、費用の全部又は一部を助成することにより、補聴器の早期装用を促進し、言語、コミュニケーション能力等の向上を図り、難聴児の健全な発達を支援することを目的とする。

(助成対象児)

第2条 助成の対象児(以下「対象児」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす18歳未満の児童とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 平均聴力レベルが両耳とも原則として30デシベル以上であって、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (3) 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込がないこと。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師により判断されていること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第1項の規定による補装具費で必要な補聴器の購入費について支給を受けていないこと。

(助成基準額等)

第3条 購入の助成の対象となる補聴器の名称、基本構造、付属品、基準額、耐用年数等は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下、「基準」という。)の第3項、第4項、第5項、及び別表の1(5)の表中補聴器の項のとおりとし、修理の助成の対象となる補聴器の修理部位、基準額等は、基準第3項、第4項、第5項、及び別表の3(5)の表中補聴器の項のとおりとする。

2 助成金額は、補聴器の購入又は修理に要する経費と前項に定める基準額のいずれか低い額(以下「助成額」という。)とする。

3 補聴器の購入に要する経費の助成は、同条第1項に規定する種目につき1回とする。ただし、同条第1項に規定する種目の耐用年数を経過したとき又は市長が

特に必要と認めたときはこの限りでない。

- 4 補聴器の助成は、装用効果の高い片側に装用する補聴器を対象とする。ただし、教育及び生活上等特に必要と認めた場合は、両側の耳に装用する補聴器を対象とすることができる。

(申請)

第4条 助成を希望する対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。

- (1) 原則として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定医療機関の医師や身体障害者福祉法15条指定医師が、対象児に対して交付した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成相談記録票及び医師意見書(第2号様式。以下「意見書」という。)ただし、補聴器の修理に要する経費の助成の場合は、対象児が過去に本事業を利用をしたことがある場合に限り、意見書の添付を省略することができる。

- (2) 前号の意見書に基づき、補聴器の納入業者(以下「業者」という。)が作成した見積書

- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成の可否について決定するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査を行った結果、助成を決定したときは相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書(第3号様式)を、助成しないことを決定したときは相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成却下決定通知書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、助成を決定したときは、業者に当該決定に係る軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券(第5号様式。以下、「助成券」という。)を交付するものとする。

(費用負担)

第6条 補聴器の助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成額の100分の10に相当する額(以下「自己負担額」という。)を業者に支払うも

のとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りではない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている世帯に属する者
- (3) 市町村民税若しくは所得税(所得税の計算において、所得税法(昭和40年法律第33号)(扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法によるものとする。)の規定を適用するものとする。)が非課税である世帯に属する者
(購入等)

第7条 第5条第3項に規定する助成券を受けた業者は、助成決定者と調整し、速やかに補聴器を納品するものとする。

- 2 助成決定者は、前項に規定する納品があったときは、業者に決定通知書を提示のうえ、助成券に氏名及び受領年月日を記入し、受領印を押印するものとする。
(請求)

第8条 業者は、補聴器の納品後、請求書に助成券を添えて、助成額から第6条に規定する自己負担額を減じた額(以下「公費負担額」という。)を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、公費負担額を速やかに支払うものとする。
(譲渡等の禁止)

第9条 助成決定者は、当該補聴器の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
(費用及び補聴器の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により補聴器の助成を受けたとき及び前条の規定に反した者があるときは、当該補聴器の助成に要した費用の全部若しくは一部又は補聴器を返還させることができる。
(台帳の整備)

第11条 市長は、相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定簿(第6号様式)を整備し、助成に必要な事項を記載するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項の規定は、平成30年度分の市町村民税所得割額の算定から適用し、平成29年度以前の市町村民税所得割額の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住 所 相模原市 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

次のとおり軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成（購入・修理）の申請をいたします。

対象児	住 所			
	フリガナ		申 請 者 との続柄	
	氏 名			
生年月日	年 月 日			
前回支給した補聴器	有り 支給日 年 月 日 種類 () 無し			
購入（修理）希望の補聴器の名称				
希望する業者名				
該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 所得税非課税 ・ 一般			
備 考	※申請の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員の所得税額・市民税額等収入状況につき、相模原市長が調査すること及び補聴器購入・修理にかかる費用の一部又は全部を補聴器業者が市へ請求する事に同意します。 氏名 _____			

【記載についての注意事項】

- 1 「医学的診断」欄について
 - ・ 難聴の状況、これまでの治療の経過等を記載してください。
 - ・ 鼓膜の状態は、耳漏の有無、混濁、穿孔等あれば、その形状も含めて記載してください。
 - ・ 耳鼻咽喉科的治療による聴力回復を見込める中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下の場合は、本事業による助成の対象外となります。

- 2 「聴力検査」について
 - ・ 聴力検査の結果(別添も可)、難聴の種類、鼓膜の状態、補聴器装用による効果を記載してください。
 - ・ 「聴力」欄について、会話音域の平均聴力レベルを記載するものとし、周波数500、1000、2000ヘルツの純音に対する聴力レベル(dB値)をそれぞれa、b、cとした場合、次の算式(4分法)により算定した数値とします。
$$\frac{a + 2b + c}{4}$$
 - ・ 純音聴力検査の結果によらない場合、ABR、ASSR、OAE等の検査結果を別に添付してください。

- 3 「補聴器の処方内容」について
 - ・ 「骨導式」の対象は、伝音性難聴であって、耳漏が著しい又は外耳閉塞症等を有する児童で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な児童です。
 - ・ 「両耳」装用について、教育上、生活上特に必要と認めた場合は両側に交付することができます。

- 4 その他
 - ・ 各記載欄に記載しきれないとき及び聴力検査結果は別紙記載の添付も可です。

第3号様式

様

相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書			
助成番号		決定年月日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
保護者氏名	児童との続柄		
補聴器の名称			
費用	総額 円	本人負担額 円	公費負担額 円
備考	◎本人負担額については、直接業者にお支払ください。		
業者名 及び住所			
<p>上記のとおり決定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>相模原市長</p>			

第4号様式

相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成却下決定通知書

年 月 日

様

相模原市長

年 月 日に申請のありました相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

却下の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として（相模原市長が被告の代表者となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式

殿

相模原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券				
助成番号		決定年月日	年	月 日
氏名		生年月日	年	月 日
住所				
保護者氏名	児童との続柄			
補聴器の名称				
費用	総額 円	本人負担額 円	公費負担額 円	
備考	◎市へは公費負担額を請求してください。本人負担額については、直接、助成決定者に請求してください。			
業者名 及び住所				
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>相模原市長</p>				
本人負担額	業者 受領年月日	年 月 日	業者受領確認印	印
補聴器	助成決定者 受領年月日	年 月 日	助成決定者氏名・印	印
適合確認	判定年月日	年 月 日	本人との関係	

